

大和市入札公告第 386 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定に基づき、令和 8 年度舗装修繕工事（その 4）について、次のとおり一般競争入札（条件付）を行う。

令和 8 年 9 月 28 日

大和市長 古谷田 力

1 入札に付する事項

別紙「一般競争入札参加者説明書」（以下「説明書」という。）のとおり。

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加し、落札者になろうとする者は、この公告の日から落札決定までの全期間にわたり、次に掲げる条件のいずれをも満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各項に規定する者及び大和市契約規則（昭和 55 年大和市規則第 38 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 大和市条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第 5 条の要件を満たしていること。
- (3) 公告日現在、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定による指示又は営業停止の処分を受けていないこと。
- (4) 公告日前 2 年以内に銀行又は電子交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (5) 公告日前 6 月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (6) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 役員等（参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（大和市暴力団排除条例（平成 23 年大和市条例第 4 号。以下「市条例」という。）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員

等をいう。以下同じ。) でないこと。

(8) 暴力団(市条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でないこと。

(9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。

(11) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(12) 入札参加資格要件(登録業種、総合評定値、建設業許可、地域区分、現場代理人、技術者、元請施工実績その他の条件)について、説明書に規定する要件を満たしていること。

(13) 競争参加確認申請期間内に設計図書を取得していること。この場合において、取得した設計図書を他人に譲渡し、販売し、又は貸与してはならない。

(14) その他説明書に規定する条件を満たしていること。

3 入札参加申請に関する事項

(1) 競争参加資格確認申請期間及び電子入札システム(かながわ電子入札共同システムのサブシステムをいう。以下同じ。)により競争参加資格確認申請時に送信する書類

説明書のとおり。なお、入札に参加しようとする者は、この公告、設計図書等を十分に確認の上、競争参加資格確認申請を行うものとする。

(2) 入札参加資格の確認結果の通知

電子入札システムにより、説明書に規定する通知日に競争参加資格確認通知書を送信する。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認後において、入札参加資格を有することについての確認を受けた者が、実施要領第9条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該工事に係る入札に参加することができない。

4 入札に必要な書類を示す場所等

(1) 申請書類等の掲載に関する事項

説明書、入札参加資格の確認に関する書類及び入札時に提出する書類は、競争参加資格確認申請期間中、入札情報サービスシステム(かながわ電子入札共同システムのサブシステムをいう。以下同じ。)に掲載する。

(2) 設計図書に関する事項

ア 本工事に係る工事内容の確認については、設計図書により行うものとする。

イ 設計図書の取得方法等については、説明書のとおりとする。

ウ 設計図書に関する質問については、電子入札システムにより総務部契約検査課に送信するものとする。

エ 質問提出期間及び質問回答期日については、説明書のとおりとする。なお、質問及び回答については、電子入札システムに掲載するが、入札参加資格がない者からの質問については、回答しない。

オ 入札に参加しようとする者は、入札前に必ず、質問提出期間に提出された質問に対する回答を確認するものとする。

5 入札書提出期間並びに開札予定日時及び場所

説明書のとおり。

6 入札の中止

やむを得ず入札を中止する場合は、その旨を電子入札システムに掲載する。

7 入札方法等

(1) 入札書は、入札期間中に電子入札システムにより総務部契約検査課に送信するものとし、執行に当たっては大和市電子入札実施要領に基づき行うものとする。

(2) 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者のいずれかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

(3) 内訳書の提出については、説明書のとおりとする。なお、内訳書は見積り内容を確認するための資料として提出を求めるものであり、本市との契約上の権利義務を生じさせるものではない。

(4) 開札後、次に掲げる手続により疑義申立てを受け付ける。

ア 開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札金額のうち最も低い額（消費税及び地方消費税抜きの額とする。以下「最低入札金額」という。）を電子入札システムにより通知する。

イ 疑義申立てができる期間（以下「疑義申立期間」という。）は、開札後から開札日の翌日の正午までとし、疑義申立てができる者は、当該入札案件について入札書を提出した者に限るものとする。

ウ 疑義申立期間内に疑義申立てがあった場合は、入札書を提出した者に対し電子入札システ

ムにより落札保留通知書を再度送信し、かつ、当該疑義申立ての内容を調査する。

エ その他疑義申立ての対応については、別に定める「大和市発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて」に基づき行うものとする。

(5) 入札執行回数は、原則として1回とするが、再度入札を実施するときは大和市電子入札実施要領の規定に基づき行うものとする。

(6) 落札者の決定は、次に掲げる手続により行うものとする。

ア 最低入札金額による入札を行った者が1者の場合は、開札後直ちに落札候補者となる。

イ 落札候補者は、総務部契約検査課から連絡を受けた後、説明書に規定する落札候補者が提出する書類（以下「落札審査書類」という。）を本市が指定した期日までに総務部契約検査課に持参、ファクシミリ等により提出するものとする。

ウ 落札審査書類の審査（以下「落札審査」という。）の結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認できた場合は、疑義申立期間の終了後、落札決定通知書を送信する。

エ 落札審査で入札参加資格要件を満たしていることを確認できなかった場合は、その者が行った入札を無効とし、次に価格の低い入札者を落札候補者としてこの号の手続を行う。

オ 最低入札金額による入札を行った者が2者以上である場合又は落札審査の結果、審査対象者の入札が無効となり、次に価格の低い入札者が2者以上となった場合は、疑義申立期間の終了後、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定してこの号の手続を行う。なお、くじ引きの具体的な方法については、別に定める「くじ引きの方法について」によるものとする。

8 設計金額及び予定価格

落札者の決定後、速やかに公表する。

9 最低制限価格

大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領によるものとし、設定した場合は落札者の決定後、速やかに公表する。

10 入札保証金

大和市契約規則第10条の規定により、免除する。

11 契約保証金

原則として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は保証を付すこと。

12 契約金の支払方法及びその条件

(1) 前金払及び中間前金払

大和市公共工事の前払金に関する規則（昭和55年大和市規則第39号）の規定によるものとする。

(2) 部分払

大和市契約規則第82条の規定によるものとする。ただし、部分払を選択した場合は、中間前金払は行わない。

(3) 事後払

一括払とする。

1.3 入札の無効に関する事項

大和市電子入札実施要領第17条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1.4 契約書作成の要否

契約書を作成する。

1.5 その他

前各項に定めるもののほか、地方自治法その他の法令並びに大和市契約規則、実施要領及び大和市電子入札実施要領の定めるところによる。

一般競争入札参加者説明書

工事名			令和8年度舗装修繕工事(その4)
工事場所			大和市南林間六丁目地内ほか
工事概要			・南林間座間線　オーバーレイ工　A＝1, 460㎡ ・南林間145号　舗装打換え(表層・路盤)　A＝ 520㎡ ・南林間143号　舗装打換え(表層・路盤)　A＝ 194㎡ (詳細は、設計図書のとおり。)
工種			ほ装
工期			契約確定日の翌日から110日間
設計図書の取得方法等			入札情報サービスシステム上に掲載する。 ・掲載期間は、競争参加資格確認申請期間と同期間とする。期間内に保存(ダウンロード等)すること。 ・設計図書に設定されたパスワードについては、電子入札システム上の「調達案件概要」画面の備考欄を確認すること。 ・取得した設計図書を他人に譲渡し、販売し、又は貸与してはならない。
入札参加資格要件	登録業種	営業種目	ほ装
		細目	なし
	総合評定値		「ほ装」について、名簿登録時の総合評定値が950点未満で、かつ、現在有効な総合評定値を受けていること。
	建設業許可		一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
	地域区分		大和市内に本店登録をしている者
	現場代理人		・公告日現在において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。 ・建設業法に係る営業所の専任技術者でないこと。
	技術者		・工種に係る監理技術者又は主任技術者(以下「監理・主任技術者」という。)の資格を有する者で、公告日現在において入札参加者と直接的かつ恒常的な3月以上の雇用関係にあること。 ・原則として、建設業法に係る営業所の専任技術者でないこと。ただし、請負金額45, 000, 000円未満であり、大和市若しくは大和市に隣接する市区内に本店登録し、若しくは受任地登録している場合又は建設業法第26条の5第1項から第3項までの規定により職務を兼ねて行うことができる場合はこの限りでない。
	元請施工実績		舗装工事の元請施工実績があること。ただし、共同企業体での実績は代表構成員(出資比率が最大である者)としての実績に限る。
その他の条件		なし	
現場代理人兼任の可否			兼任配置を認める。ただし、大和市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領に規定する条件を満たす場合に限る。
技術者兼任の可否			兼任配置を認める。
競争参加資格確認申請期間			令和8年　9月28日(月)　　　　　　　13時から 令和8年10月　2日(金)　　　　　　　20時まで
電子入札システムにより競争参加資格確認申請時に送信する書類			なし
競争参加資格確認通知日			令和8年10月　7日(水)
質問提出期間			令和8年　9月28日(月)　　　　　　　13時から 令和8年10月　5日(月)　　　　　　　20時まで
質問回答期日			令和8年10月　8日(木)
入札書提出期間			令和8年10月14日(水)　　　　　　　8時30分から 令和8年10月15日(木)　　　　　　　20時まで
内訳書の提出			あり ・初度入札時に工事費内訳書(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条に規定する入札金額の内訳を記載した書類をいう。以下同じ。)を添付すること。 ・工事費内訳書は入札情報サービスに掲載する所定の書式を使用することとし、所定の書式以外の工事費内訳書を使用した者の入札を無効とする。 ・工事費内訳書の内容に不備(工事件名又は会社名の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違等)がある場合には、原則として当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。
労務費ダンピング調査			労務費ダンピング調査(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条に基づき講じる工事費内訳書の内容の確認その他の必要な措置をいう。)として、工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った場合は、原則として、開札後にその理由の確認を行う。
開札予定日時及び場所			令和8年10月16日(金)　　　　　　　10時　　　　　　　　　　　　　　　大和市役所3階　総務部契約検査課 ※開札時間は多少遅れる場合がある。
疑義申立期間			開札から令和8年10月19日(月)正午まで ※開札後、落札決定を保留し、直ちに疑義申立ての受付を行う。
落札候補者が提出する書類			①「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」 ②「元請工事施工実績表」及び契約書又はコリンズ(一般財団法人日本建設情報総合センターの提供する工事実績情報サービスをいう。)の写し ③「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に記載した現場代理人の直接的な雇用関係を確認できる書類 ④「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に記載した監理・主任技術者の直接的かつ恒常的な3月以上の雇用関係を確認できる書類及び資格を証明できる書類の写し ⑤建設業許可に係る最新の営業所専任技術者を確認できる「専任技術者証明書」の写し ⑥直近の経営事項審査時に提出している「技術職員名簿」の写し ※⑤及び⑥については、令和8年度中に当市に提出し、変更がない場合、提出は不要。 ※特例監理技術者の配置を希望する場合には「特例監理技術者配置予定調書」並びに監理技術者補佐の雇用関係及び資格が確認できる書類を提出すること。 ※その他発注者が認めた場合、書類提出を一部免除する場合がある。 ※建設業法第20条の2第2項に規定する工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、同項の規定に基づき契約予定日前にその旨を「通知書」により通知すること。
落札決定予定日時			令和8年10月19日(月)　　　　　　　13時 ※疑義申立てがあった場合、調査期間を要するため落札決定予定日時が遅れる場合がある。その場合は、入札参加者全員に「落札保留通知書」を電子入札システムより送信する。
契約予定日			令和8年10月23日(金)

※期間の記載があるもの(工期を除く。)は、市の休日(①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③12月29日から翌年1月3日までの日)及び3月31日を除く。ただし、別に記載がある場合は、この限りでない。